国保だより

令和7年1月16日発行 令和7年第1号 保険医療助成課

229-3160 229-5001

■医療費通知を送付

国民健康保険(以下、国保)で受診した世帯主に、 1月下旬に医療費通知を送付します。医療費通知には、令和5年12月~令和6年11月に医療機関等で診療にかかった際の医療費の自己負担額、医療機関名、受診年月、日数などが一覧で記載されています。診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」として使用することができます。

●ジェネリック医薬品に関する お知らせを送付

ジェネリック医薬品とは、先発 医薬品(新薬)の特許が切れた後に、 先発医薬品と成分(効能・効果)や 規格などが同一であると認められ た安価な後発医薬品のことです。



現在服用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人を対象に、お知らせを年2回(2月・8月)発送しています。なお、2月発送分のお知らせは令和6年11月診療分について作成したものです。

対 象

生活習慣病などの医薬品を処方されていて、令和6年11月診療分の薬代が100円以上軽減される見込みのある人

※詳しい内容は、お知らせに記載されているコール センターへお問い合わせください。

|交通事故などで国民健康保険を |使用する場合は届け出が必要

交通事故や暴力行為など、第三 者(自分以外の人)の行為によるけ がの治療に国保を使う場合は、保 険者(津市)への届け出が義務付け



られています。本来は、加害者が医療費の全額を負担しますが、国保を使う場合は、国保が加害者に代わって一時的に医療費を立て替えて支払い、後で加害者へ請求することになりますので、必ず事前に連

絡し、必要書類を提出してください。自損事故の場合でも、国保を使うためには届け出が必要です。ただし、飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

■一部負担金減免制度

世帯主が次の特別な事由により、収入が一時的に著しく減少し、医療費の支払いが困難になった世帯は、病院での入院時の窓口負担が最長で3



カ月間減免される場合があります。世帯主と被保険 者の所得など条件がありますので、詳しくは保険医 療助成課へお問い合わせください。

特別な事由

- 火災などの災害で、死亡したときや障がい者になったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ●廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より一定以上減少したとき
- 干ばつなどによる農作物の不作、不漁などのため、所得が前年より一定以上減少したとき
- 上記に類する事由があったとき

■国民健康保険料減免制度

世帯主が次の特別な事由により、保険料を納付することが困難になった世帯は、保険料が減免される場合があります。詳しくは保険医療助成課へお問い合わせください。



特別な事由

- 火災などの災害で資産に重大な損害を受けたとき
- 廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より3割以上減少したとき
- •被用者保険(国民健康保険組合を除く職場の健康 保険など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度 の対象になったことで、その被扶養者が被用者保 険の資格を喪失し、国保の被保険者になったとき
- 生活保護法の適用を受けることになったとき
- ●刑事施設等に拘禁されたとき